

市では、花のあるまちづくりを通してうるおいのあるまちづくり、地域コミュニティ活動を推進することを目的に、花苗や種子、プランターを支給します。

申請資格	<p>市内を活動の拠点とする団体 （例：自治会、商店街、事業者等で2人以上のもの。）</p> <p>※支給申請書と完了報告書を提出できること。 ※継続して事業実施できること。 ※花の植栽及び維持管理ができること。（花や土、ごみ等の処分等を含む。） ※環境対策課が指定した日に花苗の受取ができること。</p>
支給内容	<p>花苗やプランター（花壇がない場合）を支給</p> <p>【花苗支給上限】 花壇：1㎡あたり上限25ポット（1団体あたり500ポット） プランター：1基あたり上限3ポット</p> <p>【花の種子支給上限】 1団体あたり10袋以内</p> <p>【プランター支給上限】 1年度あたり上限100基まで</p> <p>※応募状況により、希望する花の種類や花の数量どおりに支給できない場合がありますので御了承ください。</p>
支給花苗の種類	<p>・パンジー ・ビオラ ・キンセンカ ・キンギョソウ ・ノースポール</p> <p>※今回は上記5種類から希望する花苗を選んでください。</p>
設置場所	<p>道路敷、公園、広場等で大勢の人の目にふれることができる場所で管理者の承諾を得ていること。</p> <p>【花壇の場合】10㎡以上の敷地 【プランターの場合】20基以上設置できる敷地</p>
申請方法	<p>環境対策課または各振興局地域振興課に支給申請書を提出して下さい。</p> <p>※申請用紙は、環境対策課と各振興局地域振興課で配布しているほか、佐伯市公式ホームページからも印刷できます。</p> <p>（今年度初めて実施する団体は申請書に実施箇所の写真の添付が必要です。）</p>
申請期間	平成29年8月15日（火）から9月15日（金）まで
支給期間	10月11日（水）以降、環境対策課が指定した日に順次支給します。

○問い合わせ先

〒876-8585 佐伯市中村南町1-1
佐伯市役所 環境対策課 環境企画係（本庁舎3階）
TEL：22-3995
FAX：22-3477